

「福生市立図書館の今後のあり方」について

(答申)

平成25年4月

福生市図書館協議会

平成 25 年 4 月 27 日

福生市立図書館長
島 弘 様

福生市図書館協議会
会長 松尾 昇治

「福生市立図書館の今後のあり方」について（答申）

はじめに

福生市図書館協議会は、福生市立図書館長より「福生市立図書館の今後のあり方」について（平成 24 年 4 月 28 日）の諮問を受けました。諮問の内容は以下のとおりです。

福生市立図書館では、「福生市総合計画（第 4 期）」、「福生市教育振興基本計画」、「第 2 期福生市生涯学習推進計画」及び「第二次福生市子ども読書活動推進計画」を受け、平成 25 年度までに、「福生市立図書館将来計画」を策定するため、福生市図書館協議会条例第二条に基づき「福生市立図書館の今後のあり方」について、諮問いたします。

上記の諮問を受けて、図書館協議会は、第 8 期の図書館協議会から、1 年間にわたり協議を重ねてきました。図書館協議会では、館長をはじめ担当職員から、福生市の図書館の歩み、現状の分析や各業務のヒアリングを行いました。このことは、図書館の現状と課題について把握するよい機会となり、本答申に反映することができたと考えます。さらに、多摩地域の図書館の歩みや現状の理解に努め、図書館界が積み上げてきた理論や先進図書館の視察を通して、図書館サービスの事例等を学び、議論を進めることができました。

ここに、福生市立図書館の今後のあり方について答申しますので、福生市立図書館の将来計画を策定する際に、本答申を反映されるよう要望いたします。

I. 図書館を取り巻く環境の変化

近年、わが国の社会は急速に進む国際化のなかで、様々な言い方が可能なほどの変化の時代を迎えております。その主なものを見るだけでも、

- (1) 人びとが生涯を通じて学び続ける生涯学習社会
- (2) 情報通信技術（ICT）の急速な進展により形成された高度情報通信ネットワーク社会
- (3) 少子高齢社会
- (4) 地方分権型社会

などを挙げることができます。

<図書館に関わる国の動き>

平成 13 年：「子どもの読書活動推進に関する法律」が成立

平成 17 年：「文字活字振興法」が成立

平成 18 年：文部科学省「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして」を発表

平成 20 年：「図書館法」改正 図書館評価、住民への公表などを盛り込む

平成 20 年：「国民の読書年に関する決議」（国会）

平成 24 年：文部科学省「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を公示

このような社会変化のなかで、図書館を取り巻く環境も大きく変化してきています。例えば、文部科学省が設置した「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は、平成 18 年に「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―」と題する報告をまとめています。その中で次のように指摘しています。

- (1) わが国においては、財政難、少子高齢化や地方分権、国際化の進展等の様々な課題や変化に直面しており、これらの課題解決のため、多角的な視野からの様々な知識や情報が必要になっている。
- (2) 様々な制度の変化が激しく、技術の革新も急速であるため、社会人の持つ知識が急速に古くなり、必要な知識の範囲も広がり、新たな知識を常に学習し続けることが必要となっている。
- (3) 雇用制度や雇用形態の多様化により、職業生活の中で職業上の知識や技術を学び直すことがたびたび必要になっている。
- (4) 今後の社会では、自己判断・自己責任の傾向が強まると考えられ、適切な判断を行うには、判断の参考になる情報を収集し、絶えず学習することが必要となる。そのためには、必要な知識や情報が適切に入手できるような環境の整備が不可欠である。

などが記されており、ここには、これからの図書館サービスに求められる新たな視点や図書館経営に必要な視点などが述べられています。

平成 20 年には図書館法が改正され、図書館の運営状況に関する評価及びその結果に基づく運営の改善、地域住民へ運営状況の情報を提供すること等が盛り込まれました。さらに、

図書館法の改正に伴い文部科学省は、平成 24 年 12 月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を（旧基準を全部改正して）告示しています。これらの内容は福生市立図書館の運営方針の検討事項になると考えます。

また、図書館と読書活動の分野では、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、国や多くの地方自治体では、子ども読書活動に関する計画を策定していますが、公立図書館がその中心的な担い手になっています。福生市は平成 17 年に「福生市子ども読書活動推進計画」を策定しています。現在、第二次の計画の下で活発な子ども読書推進活動を展開しています。

Ⅱ. 図書館の機能と役割

国際化の進展にともなって、私たちの生活や行動にも国際的な視点が必要になってきています。国際的な視点から図書館の機能や役割を述べたものに「ユネスコ公共図書館宣言 1994 年」があります。この宣言のなかで、公共図書館は地域において知識を得る窓口であり、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する機関であり、国および地方自治体が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励すると謳っています。

公共図書館が市民生活になくてはならない存在となっているアメリカでは、アメリカ図書館協会が「アメリカ社会に役立つ図書館の十二箇条」（1995 年）を定め、図書館の機能と役割を 12 箇条にまとめています。

1. 図書館は市民に知る機会を提供します
2. 図書館は社会の壁を打ち破ります
3. 図書館は社会的不公平を改めるための地ならしをします
4. 図書館は個人の価値を尊重します
5. 図書館は創造性を育てます
6. 図書館は子どもたちの心を開きます
7. 図書館は大きな見返りを提供します
8. 図書館はコミュニティを作ります
9. 図書館は家族のきずなを強めます
10. 図書館は一人ひとりを刺激します
11. 図書館は心の安息の場を提供します
12. 図書館は過去を保存します

このように欧米では、近代社会の成立とともに公共図書館が発展してきた長い歴史があり、公共図書館が市民生活になくてはならない存在として支持され利用されています。

わが国では、戦後の復興のなかで昭和 25(1950)年に図書館法が成立しました。法では、図書館は「国民の教育と文化の発展に寄与する」ため、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定しています。戦後の図書館の活動のなかで、日本図書館協会は、図書館の最も重要な任務は「基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供すること」と捉えて、「図書館の自由に関する宣言」(1954 年採択、1979 年改訂)を制定しています。そこに掲げてある条文は以下の 4 条です。

第 1 図書館は資料収集の自由を有する

第 2 図書館は資料提供の自由を有する

第 3 図書館は利用者の秘密を守る

第 4 図書館はすべての検閲に反対する

さらに、日本図書館協会は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくために図書館員としての自律的規範としての「図書館員の倫理綱領」(1980 年)を制定しています。

この宣言と綱領は、公共図書館職員をはじめ、図書館界のすべての図書館関係者の重要な規範となっています。

先にも述べたように、文部科学省は、平成 24 年 12 月「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を全部改正して告示しました。その主な内容について触れておきます。

- (1) 市町村立図書館の運営の基本は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- (2) 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- (3) 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- (4) 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければな

らない。

(5) 図書館職員について

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努める。
- ③ 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努める。

以上のほかにも、図書館資料の収集や組織化、各種の図書館サービス等について、重要な指摘がされていますので、図書館将来計画の策定に取り入れられることを要望します。

また、図書館に関する文献を巻末に載せてありますので、参考にして頂きたいと思いません。

Ⅲ. 福生市立図書館の現状

1. 福生市立図書館のあゆみ

福生市の図書館は、昭和45年5月に福生町（当時）福祉会館内に図書室が設置されたことに始まります。同年7月に市制が施行されました。昭和48年4月には福生市立図書館設置条例が制定され、図書館法上の公立図書館となりました。同年7月には福生市中央体育館内に図書館分館が開館し、貸出中心の図書館サービスが始まりました。その後、昭和51年7月にわかぎり図書館、昭和52年7月にわかたけ図書館が相次いで開館しました。しかし、市域をカバーするサービス体制は十分ではなく、中央図書館の建設が望まれました。そこで市は昭和55年4月に福生市立中央図書館を開設しました。これにより図書館の基本的なサービスはもとより、様々な市民サービスが可能な拠点ができました。さらに、平成8年10月には武蔵野台図書館がオープンしました。

今年、条例制定から数えて40周年に当たります。この間、様々な図書館活動がなされ、時宜に合った運営改革も行われてきましたが、以下で基本的な統計数値を確認しておきたいと思いません。

項目	数 値
蔵書冊数（人口当たり）	432,654 冊 （7.28 冊）
登 録 者（率）	15,783 人 （26.6%）
貸出点数（人口当たり）	741,090 点（ 12.47 点）
レファレンス件数	2,366 件
図書購入費<予算額>	16,790 千円

平成 23 年度

この表で注目しておきたいことは、貸出点数です。全国の人口 6 万人未満の市区で高島市、野洲市に次いで全国第 3 位に位置しています。人口 1 人当たりの蔵書数は 7.28 冊で多摩地区のトップに位置しています。

「福生市総合基本計画（第 4 期）」には、「市民が学習する際に必要な各種資料の収集と提供に努め、図書館の広域利用・相互利用を行い、市民相互の利便性の向上を図ります」との取り組み姿勢が記述されていますが、平成 14 年 10 月より西多摩 8 市町村による図書館の広域利用がスタートしています。また、平成 21 年 11 月からは昭島市との相互利用も実施しています。計画では「図書館登録率を平成 26 年度の目標値の 30.0%に設定」していますが、この目標の達成を計画的に進める方策を将来計画の中に盛り込む必要があります。

2. 図書館サービスの現状

一般的な傾向として、少子化による子ども人口の減少と子どもの生活時間の変化に伴い子どもの利用が減少しています。一方で、高齢者人口の増加により各館とも高齢者の長時間利用が増えています。

以下では、各サービスの現状について簡単に述べます。

(1) 児童サービス

小学校・保育所への出前おはなし会や学校図書館支援などのサービスを行っています。また、学校などへの団体貸出もしています。年間を通して、様々なイベントも行っています。夏休みに向けて「福生版すいせん図書」リストを各小学校を通して全児童に配布し、図書館内で展示・貸出していますが、よく利用されています。

(2) ヤングアダルトサービス（注 1）

中学校・高等学校へのブックトーク、ヤングアダルト向けのブックリスト「ZANMAI-ざんまい-」を市内にある中学校・高等学校の全生徒に配布し、図書の紹介をするとともに図書館内で展示・貸出しています。また、中高生と一緒に YA 新聞「いろは新聞」も作成しています。

(注1)「ヤングアダルト」は、直訳すれば「若い大人」になりますが、図書館や出版界では、中学生から高校生を中心とする10代の世代を指しています。この世代に人気のある本や読んでほしい名作等を紹介したり、学習や進路の情報提供を行ったりしています。

(3) 他市との協力・リクエストサービス

市民からのリクエストには図書の購入や、他の公立図書館から借用することにより対応しています。東京都区市町村立図書館と相互貸借を行っています。

(4) レファレンスサービス (注2)

インターネットの普及により、市民自身が情報を入手しやすくなり、レファレンスの利用が以前とは違って来ています。レファレンスサービスへの質問がインターネット環境を持たない人からの質問と、インターネットでは解決できない質問へと二極化し続けています。

(注2)生活上の疑問や課題などを図書館の資料(辞典、年鑑など)や情報データベースを使って解決するために、図書館職員が資料の調べ方や探し方の手助けをするサービスです。

(5) 地域資料サービス

福生市に関する資料を網羅的に集めています。特に横田基地や多摩川、玉川上水に関する資料を収集しています。また、福生市内で配布されているリーフレットやチラシも保存しています。朝日・読売・毎日・産経・東京新聞の多摩版を1972年7月のものから製本・保存しています。また、地域資料のデジタル化を進めています。

(6) 課題解決型サービス

ビジネス支援サービスコーナーを設置し、雑誌や図書を配架しています。有料データベースを契約することで質の高いビジネス情報を提供したり、無線LANをレファレンス室内で利用できるよう環境を整えています。

(7) 視聴覚サービス

中央図書館ではCD、カセットテープを、武蔵野台図書館ではビデオテープ、DVDを、他の分館ではCDを提供していますが、視聴覚機器の進歩により、カセットテープやビデオテープは需要が減少しているため、購入を中止しています。

(8) 多文化サービス

コーナーを設置して外国語の図書の提供をしています。英語の新聞、雑誌を収集しています。

(9) 障がい者サービス

来館が困難な利用者に宅配サービスや、視覚障がい者への録音図書テープ・雑誌テープの郵送サービスを行っています。拡大読書機を中央図書館内に設置しています。

(10) その他

ボランティアとして、おはなし会活動や図書の配架作業などへの市民参加を呼び掛け、実際に多くの方が活動しています。

3. 福生市の子ども読書活動の推進について

福生市では平成 17 年「福生市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 23 年には第二次の計画を策定しました。現在、第二次計画に沿って子どもの読書活動を推進しています。

子どもにとって読書は、言葉を学び、表現力や創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていく上で大切な営みです。推進計画では、

- (1) 家庭、地域、学校、図書館等における読書環境の整備
- (2) 家庭、地域、学校、図書館等相互の連携・協力の取組
- (3) 子どもの読書の大切さを地域に発信

を計画の目標に掲げています。子どもの読書活動の推進には、図書館に限らず、地域や学校などでそれぞれが積極的に取組むとともに、それぞれが連携・協力を進めることが求められています。特に読書ボランティアや学校図書館との連携・協力が重要になります。

読書ボランティアとの連携・協力では、平成 23 年、市民、学校、図書館などが参加し、「ぶっくんどリーム・ネットワーク福生」が結成され、イベントや講演会など子どもの読書の大切さを地域に発信する役割を担っています。

IV. これからの福生市立図書館に望むこと（今後のあり方）

1. 計画的な図書館運営・サービス

(1) 長期的な視点にたった図書館運営

① 福生市立図書館は図書館設置条例施行後、平成 25 年で 40 周年を迎えます。近年は地方自治体の財政悪化のなかで、民間委託などを進めている自治体もあると聞いています。図書館には私たち福生市の大切な資料を収集、保存し、後世に伝えていく責任があります。そのためには長期的な視点にたった計画的な運営が大切になると考えます。また、図書館と私たちが暮らす地域コミュニティとの関わりを考えると、行政が今後も直営で責任をもった運営をすることが望ましいと考えます。

(2) 図書館運営の自己点検・評価、図書館協議会等の外部評価、市民への公表

- ① 図書館の機能や役割を踏まえて、社会の変化や地域の実情に応じた図書館の基本的な運営方針（将来計画など）を策定し、その方針に沿った運営をするとともに、市民への公表が必要です。
- ② 図書館サービスその他の運営に関する適切な指標・目標を設定し、それに基づいた事

業の年度計画を作成し、計画の実施に努めることが必要です。

- ③ 各年度の図書館サービスその他図書館の運営状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に基づき、運営の改善を図ること。また、図書館協議会等により「第三者評価」を実施し、評価の客観性を高め、その結果の市民への公表が必要です。
- ④ 図書館評価の基礎資料となる各種統計の充実に努めること。図書館利用の年代別統計や図書館来館者数の把握も必要です。
- ⑤ 各図書館の開館日・開館時間について、市民の利便性を考慮して柔軟に対応できる体制を築くことを望みます。
- ⑥ 図書館報を少なくとも年4回は発行し、図書館内に置くだけでなく、多くの市民にわたるような配布方法を工夫すること。その他、行政の発行している広報等を活用するとPR効果は大きいと考えます。
- ⑦ 明るく、楽しい、人が集う図書館、市民文化活動の拠点としての図書館を目指してください。

2. 図書館資料費の充実

— 資料・情報の収集・提供 —

- (1) 基本的な資料の収集のみならず、市民からのリクエストや新刊図書へのニーズに応えるためには、出版状況に応じた相応の資料購入費が必要です。
- (2) 図書費は、16,790千円(平成23年度)で、これは多摩26市の図書館で24番目です。市民1人当たりの図書費は280円で、これは多摩26市図書館の14番目で、検討すべき課題と認識します。
- (3) 福生市は外国人が多いので、アジア諸言語や南アメリカの言語にも留意して、多言語資料の収集とサービスの充実に望みます。

3. 利用者のニーズに対応した図書館サービス

- (1) 乳幼児、児童、ヤングアダルト、高齢者へのサービス、障がい者サービス、多文化サービス、来館が困難な人へのサービス、音読サービスなど、それぞれの利用者の立場に立った具体的なサービス計画を十分に検討され、実施することを望みます。

4. ICT(情報通信技術)を活用した図書館サービス

— デジタル資料・電子書籍等の提供、インターネットサービス パソコンの設置 —

- (1) 館内で持ち込みパソコン(ノートパソコンやタブレット端末)を使える場所(レファレンス室も含めて)を設けるとともに、誰もが利用できるパソコンの増設を望みます。
- (2) パソコン初心者や高齢者対象のネットワーク講座の開催を望みます。
- (3) ツイッター、フェイスブック、ブログなどを取り入れて図書館ホームページの充実

を望みます。さらに、リンク集の位置の改善、データベースの利用促進、統合検索へのリンク、レファレンス事例集などコンテンツを豊かにしてください。

(4) ICT を活用した図書館サービスの検討を望みます。

5. 生活課題の解決に役立つ図書館

(1) 図書館が市民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決を支援するために、以下のような事項について図書館の所蔵する資料や情報を提供するサービスの拡充を求めます。

① 子育て、教育、健康・医療、福祉等生活に関わる資料や情報の提供

② 就職、転職、起業、職業能力開発等仕事に関わる資料や情報の提供

6. 地域の機関・団体との連携

— 公民館とその利用団体、学童クラブ・児童館・老人ホーム等との連携 —

(1) 市民に開かれた図書館として、公民館とその利用団体やその他の機関等との連携・協働を進めて、地域の生涯学習を支えることを望みます。

7. 学校教育の援助、学校図書館との協働

— 学校図書館司書との協働で学校教育の援助、団体貸出の充実 —

(1) 教育委員会の方針により小中学校に配置される「学校司書」と市立図書館との連携・協働が図れるような施策を進めることを望みます。

8. 市民との協働（ボランティア活動など）による図書館活動

(1) 読み聞かせ、代読サービス、手話、点字等の市民ボランティアと協働して図書館サービスの充実に努めるとともに、活動の機会や場所の提供及び研修等の支援を望みます。

(2) 市民ボランティアの参加を得て、様々な事情で図書館へ来館できない市民への図書館資料の宅配サービスを行うことを望みます。

9. 地域資料・行政資料サービス

— 地域資料・行政資料の広報・情報発信、行政機関・議会へのサービス —

(1) 著作権法を遵守したうえで、デジタル化の可能な地域資料は電子データに変換して、図書館ホームページへの公開を進めることを望みます。

(2) 中央図書館だけでなく、各分館でも、地域づくりに貢献するために、地域資料や地域情報の収集・提供を進めることを望みます。

(3) 地域資料は後世に伝えなければならない貴重な資料であり、廃棄することができないので、保存スペースの確保が不可欠であると考えます。

10. 多様化する図書館サービスに応える職員の育成

(1) 平成 20 年に策定された「福生市人材育成基本方針」のなかに「高度な専門知識を備え業務に積極的に取り組むことのできる職員」とあるように、図書館が専門的なサー

ビスを実施するのに必要な数の司書、司書補、その他の職員を継続的に配置することが必要です。

- (2) 急速に進歩する専門的知識や技術を習得するために、内部、外部の研修等への参加を積極的に図ることが必要です。
- (3) 図書館職員が資料や情報の提供サービスを十分に発揮するためには、自己研鑽の時間が確保されることが必要です。また、健康に働き続けられるためには、休暇の取りやすい職場環境が必要と考えます。

11. 図書館施設・設備の拡充

- (1) 中央図書館及び3つの分館から離れた田園地区北側や福東の地域では、子どもや高齢者が図書館を利用することに不便を感じています。図書館分館やブックステーション（分室や配本所）の設置を検討してください。また、利便性を考え駅前図書館も検討してください。
- (2) 児童・生徒が宿題や自習に取り組むことができ、異年齢の子ども同士が語り、教えあうことのできる「読書・学習コーナー」を設けてください。
- (3) 作家を囲んでの講演会、読書の感想を語り合う読書会など、市民が図書館へ足を運んで交流することのできる場を設けることを望みます。
- (4) 図書館内の気に入った場所で移動可能なスツールに座って、本探しや軽読書ができるように館内の配置を工夫してください。
- (5) 中央図書館のエントランスホールを明るい雰囲気になるよう工夫してください。
- (6) 利用者が飲食のできる「カフェコーナー」を設けてください。
- (7) 福祉バスの巡回コースの停留所を中央図書館付近に設置してください。
- (8) 中央図書館2階の学習室では利用者の安全面に配慮が必要です。
- (9) 図書館へのわかりやすい案内掲示を望みます。

12. 図書館協議会の開催回数の増加

- (1) 図書館協議会を活用し、図書館の課題解決にむけて議論するためには、最低でも2ヶ月に1回、年度で5回から6回の開催を望みます。

むすび

第8期及び第9期の図書館協議会は、館長より諮問を受け、福生市立図書館の今後のあり方について討議を進めてきました。館長及び各担当職員から図書館の現状と課題について報告を受けるとともに、図書館界の優れた理論や先進的な図書館活動に学び、図書館を利用する市民の視点から福生市の図書館のあり方を考えてきました。

この検討を経るなかで、協議会委員が認識したことを結びに述べておきたいと思います。

市域全体に図書館サービスを展開するためには、市民生活の身近に図書館サービスの拠点が必要ですが、市域にはサービスの空白地域が残されています。これから策定する将来計画には、市域全体のサービス網の整備計画を盛り込む必要があると考えます。

市民生活に役立つ図書館活動を行うためには、市民の求める様々な資料や情報を十分に提供できる図書・資料費の確保が欠かせません。今後とも図書・資料費の確保には行政として最大限の努力を期待します。

今日、私たちの社会は高度に発展した情報通信ネットワーク社会となり、インターネットや携帯電話を使った双方向の情報通信が日常の生活に欠かせなくなっています。図書館は市民に役立つ情報基盤を整備し、市民の情報リテラシーを保証するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した図書館サービスをさらに展開することを期待します。

福生市の図書館運営の高い水準は、昭和48年以来の図書館職員の日々の努力によって築き上げられてきた結果であり、高く評価されるべきことです。この水準を維持し、発展させていくためには、経験豊かな専門的職員を中核にして若い年代の職員が配置され、知識・技能や経験が継承されていかなければなりません。その意味から「福生市人材育成基本方針」に基づく職員の育成が重要なことと考えます。

結びに、この答申の内容を汲み取って頂き、福生市の図書館が市民から期待される内容に富んだ将来計画を策定されることを第8期の図書館協議会委員ともども願っております。

* * * * *

参考文献

1. 「福生市総合基本計画（第4期） このまちが好き 夢かなうまち 福生」 福生市 平成22年3月
2. 「福生市教育振興基本計画」 福生市教育委員会 平成22年3月
3. 「第2期 福生市生涯学習推進計画」 福生市 平成23年3月
4. 「第二次福生市子ども読書活動推進計画 「子どもの成長をはぐくむ」本のある暮らし」 福生市 平成23年3月
5. 「福生市子どもの読書活動等に関する調査・読書ボランティアに関する調査報告書」 ぶっくんどリーム・ネットワーク福生 平成23年12月
5. 『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』 第2版 日本図書館協会 2004年3月
6. 『「図書館員の倫理綱領」解説』 増補版 日本図書館協会 2002年5月
7. 『「図書館のめざすもの」』 竹内愨編訳 日本図書館協会 1997年8月
8. 『「図書館の歩む道 ランガナタン博士の五法則に学ぶ」』 竹内さとの解説 日本図書館

協会 2010年4月

9. 「これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－（報告）」これからの図書館の在り方検討協力者会議 平成18年3月

10. 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」平成24年12月19日 文部科学省告示第172号

福生市図書館協議会開催状況

平成24年度 第1回	平成24年4月28日	① 「福生市立図書館の今後のあり方について」諮問 ② 検討スケジュールについて ③ 多摩地区の図書館のあゆみ 課題整理 ④ 福生市の図書館のあゆみ
第2回	平成24年6月23日	福生市立図書館の現状分析
第3回	平成24年9月8日	市民の求める図書館は 図書館の各サービスについて（1）
講演会	平成24年9月15日	「まちづくりと図書館」 講師：山口 源治郎 氏 （市立図書館と共催）
第4回	平成24年10月27日	市民の求める図書館は 図書館の各サービスについて（2） 図書館の施設と設備について
第5回	平成24年12月1日	中間答申案検討
第6回	平成25年3月2日	答申案検討
平成25年度 第1回	平成25年4月27日	答申案確認 「福生市立図書館の今後のあり方について」答申

第8期福生市図書館協議会委員名簿

任期：平成22年11月1日～平成24年10月31日

氏 名	所 属	備 考
荒 居 直 人	学識経験者	会長 平成16年11月1日から
中 川 美 奈 子	学識経験者	副会長 平成14年11月1日から
高 島 絹 子	学校教育関係者	平成18年11月1日から
田 中 雄 二	学校教育関係者	平成22年11月1日から
笹 野 広 保	学校教育関係者	平成23年7月1日から
酒 井 憲 幸	社会教育関係者	平成23年7月1日から
小 山 信 一	社会教育関係者	平成23年4月1日から
坪 井 由 紀 子	学識経験者	平成22年11月1日から
松 尾 昇 治	学識経験者	平成20年11月1日から
山 根 弓 子	学識経験者	平成16年11月1日から

第9期福生市図書館協議会委員名簿

任期：平成24年11月1日～平成26年10月31日

氏 名	所 属	備 考
松 尾 昇 治	学識経験者	会長 平成20年11月1日から
山 根 弓 子	家庭教育関係者	副会長 平成16年11月1日から
高 島 絹 子	学校教育関係者	平成18年11月1日から
田 中 雄 二	学校教育関係者	平成22年11月1日から
萬 沢 明	社会教育関係者	平成24年11月1日から
田 中 恵 子	家庭教育関係者	平成24年11月1日から
坪 井 由 紀 子	家庭教育関係者	平成22年11月1日から
森 由 幾 子	学識経験者	平成24年11月1日から
山 澤 博 子	公募市民	平成24年11月1日から
横 田 恵 津	公募市民	平成25年1月1日から